

排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン

背景資料

第1部：廃棄物問題を巡る最近の状況

第2部：廃棄物マネジメントの先進的な取組事例

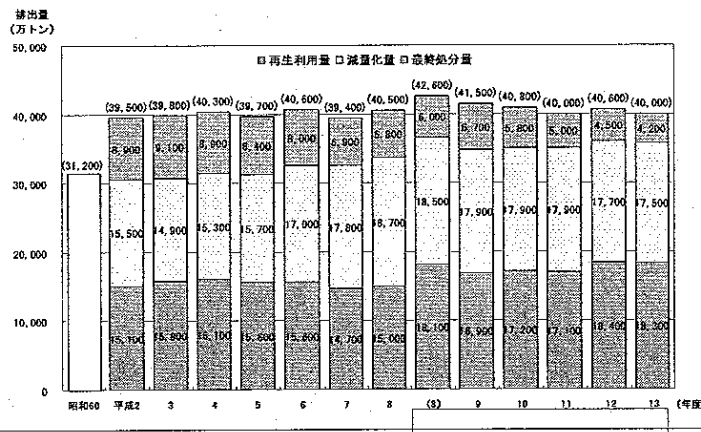
1

第1部：廃棄物問題を巡る最近の状況

- 産業廃棄物の排出量の推移
- 排出事業者の責任強化等に係る法制度等の動向
- 近年の代表的な不適正処理・不法投棄事案
- 不適正処理・不法投棄の状況
- 不法投棄に対する国の取組

2

産業廃棄物の排出量の推移



- 平成13年度の産業廃棄物総排出量は約4億トン
- 中間処理による減量化量は漸増、最終処分量は漸減
- 最終処分量4200万トン、平成14年4月時点での最終処分場残余年数は4.3年
⇒より一層の3R推進が求められている

3

排出事業者の責任強化等に係る法制度等の動向①

廃棄物処理法の主な改正内容(不法投棄防止・原状回復)

～排出事業者責任と原状回復措置～

昭和45年廃棄物処理法施行

昭和51年改正

- 委託基準規定
(再委託の禁止)
- 措置命令規定
の創設

委託基準に違反して委託した者の他、マニフェストの交付義務違反、不適正処分が行われることを知ることができたときに注意義務を怠った場合等にも措置命令が出せるようになった。

平成12年改正

- 排出事業者責任の徹底(注意義務)
- マニフェスト制度の拡充(最終処分までの確認を義務化)
- 措置命令の対象者を大幅拡大

平成9年改正

- 全ての産廃にマニフェスト義務付け
- 電子マニフェスト制度導入
- 措置命令の対象者拡大
- 原状回復の代執行に係るルール化(産業廃棄物適正処理推進センターの制度化)
- 産業廃棄物原状回復基金制度の導入

平成3年改正

- 特管産廃にマニフェスト使用義務付け措置命令発動要件緩和

4

排出事業者の責任強化等に係る法制度等の動向②

廃棄物処理法の主な改正内容(不法投棄防止・原状回復)

～罰則～

昭和45年廃棄物処理法施行

昭和51年改正

○3月以下の懲役又は
20万円以下の罰金
○1年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

上段: 投棄禁止違反
等に対する罰則
下段: 措置命令違反
に対する罰則

平成12年改正

○5年以下の懲役又は1000万円
以下の罰金又はこれらの併科(法
人に対し1億円以下の加重罰)
(一般廃棄物との区分を廃止)
○5年以下の懲役又は1000万円
以下の罰金又はこれらの併科

注: 廃油・有害産業廃棄物の場合は異なる

平成3年改正

○6月以下の懲役又は
50万円以下の罰金
○3年以下の懲役又は
300万円以下の罰金又
はこれらの併科

注: 特管産業廃棄物の場合は異なる

平成9年改正

○3年以下の懲役又は
1000万円以下の罰金又は
これらの併科(法人に対し
1億円以下の加重罰)
○3年以下の懲役又は
1000万円以下の罰金
又はこれらの併科

5

排出事業者の責任強化等に係る法制度等の動向③

廃棄物処理法の平成15年改正内容

～不適正処理への対応等のための措置～

H12迄の数次
の改訂におけ
る主な内容

・排出事業者
責任の徹底
・措置命令の
対象者拡大
・罰則の強化

平成
15
改正

①報告徴収及び立入調査権限の拡充(廃棄物であることの疑いのある物についての報告徴収及び立入調査権限の創設等)

②不法投棄に係る罰則の強化(不法投棄等の未遂罪の創設※)

…不法投棄又は不法焼却の未遂行為を罰する
…法人が一般廃棄物の不法投棄に関与した場合に対する罰則を、産業廃棄物に係る罰則と同様、1億円以下の罰金に引き上げる

③国の責務の明確化(国の責務として、広域的な見地からの地方公共団体の調整、職員の派遣を明文化)

④廃棄物処理業等の許可手続きの適正化(欠格要件に該当することとなった者等の許可の取消しの義務化、欠格要件の追加)

⑤事業者が一般廃棄物を処理する際に遵守すべき委託基準の策定

…基準に違反した委託事業者を措置命令の対象者に追加

※平成16年改正により、収集・運搬段階における不法投棄等の未遂についても罰則が設けられることになっている。

6

近年の代表的な不適正処理・不法投棄事案①

○青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事件

概要：2002年5月に青森県と岩手県の県境で発覚、国内最大規模の産業廃棄物不法投棄事件

不法投棄量：約82万m³

関係する排出事業者：10,000社以上

原状回復における排出事業者に対する方針

・青森・岩手両県は排出事業者に報告徴収を行い、法律違反が確認された場合には措置命令を発する方針を打ち出した

・既に数社の排出事業者に対し、事業者名を公表の上、不法投棄産業廃棄物撤去の措置命令を出している

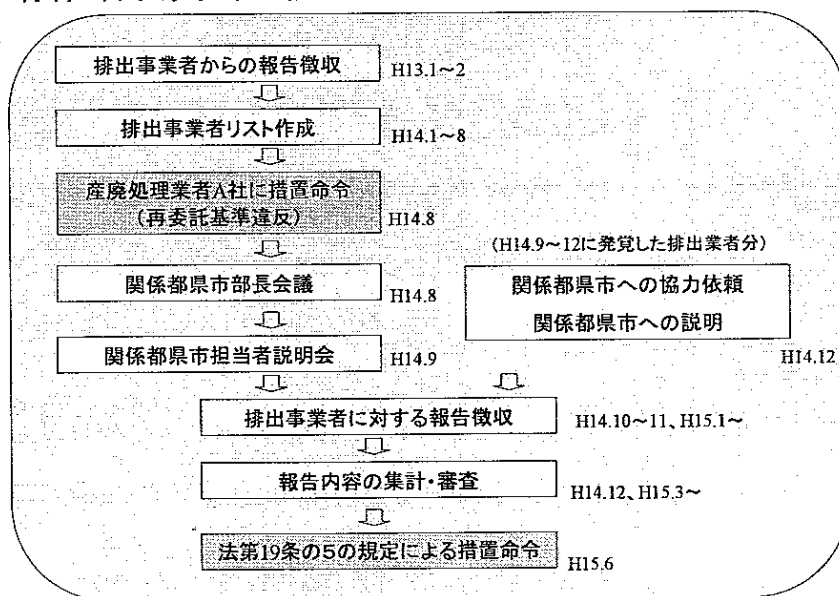


青森岩手県境の不法投棄現場

措置命令による撤去費用よりも、社名公表によるブランドイメージの失墜による企業経営への影響のほうがはるかに大打撃

7

青森・岩手県境不法投棄事件における責任追及の流れ(概略)



8

青森・岩手県境大規模不法投棄事件 措置命令書(抜粋)

青 森 県〇第〇〇号
岩手県〇〇〇第〇〇号

〇〇〇△△△×× 〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇株式会社

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の5第1項の規定により、下記の措置を平成〇年〇月〇日までに講ずることを命ずる。

記

1 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間に、貴社が、〇〇県〇〇市△△ 〇〇〇番地〇〇有限会社〇〇〇〇に運搬を委託し、及び同県〇〇市△△ 〇丁目〇番地の〇 〇〇〇〇株式会社に処分を委託した産業廃棄物である廃プラスチック類合計□□□、□立方メートル（合計□、□□トン）のうち□□□、□立方メートル（□□、□□トン）を同社が焼却して生じた産業廃棄物である燃え殻□、□□□トンに相当するものとして、青森県三戸郡田子町〇〇〇〇〇〇〇〇又は岩手県二戸市〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「本件不法投棄現場」という。）から産業廃棄物である燃え殻□、□□□トンを撤去すること。

2 ……(略)

平成〇年〇月〇日

青森県知事	〇 〇 〇 〇
岩手県知事	× × × ×

(後略)

9

近年の代表的な不適正処理・不法投棄事案②

○香川県豊島産業廃棄物不法投棄事件

【事件の概要】

- ・時期：兵庫県警が1990年に摘発(1978年から不法投棄)
- ・実行者：某産業廃棄物処理業者(破産)
- ・廃棄物品目：シュレッダーダスト等
- ・不法投棄量：51万m³
- ・摘発後の動き：
 - 一住民は1993年に同社や産廃排出事業者、香川県を相手に訴訟、1996年末に高松地裁で住民側が全面勝訴。2000年6月に県と住民との公害調停最終合意が成立
 - 一現在埋め立てられた産廃の処理が進められている。



摘発直後の豊島処分地(平成2年11月)

香川県HP

(<http://www.pref.kagawa.jp/haitai/teshima/teshi-1-1.htm>)より

10

近年の代表的な不適正処理・不法投棄事案③

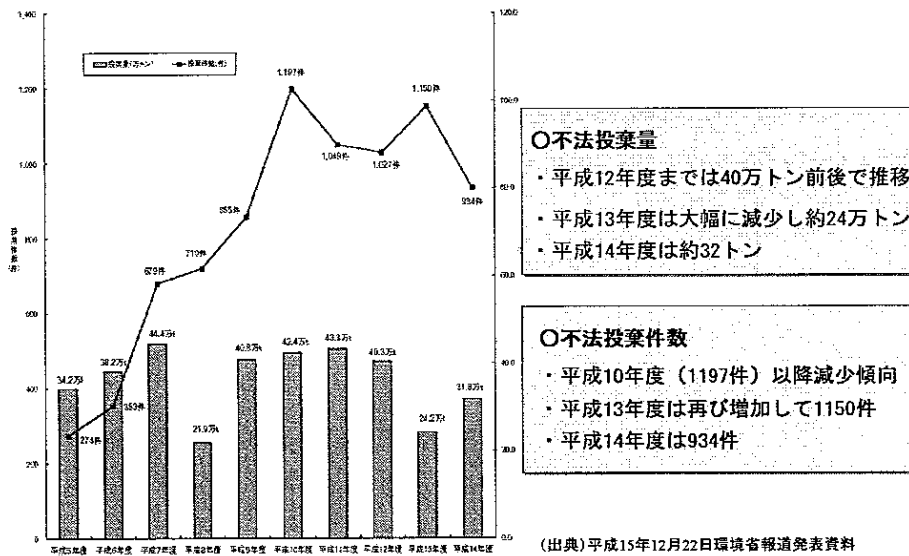
○岐阜市山林における大規模不法投棄事件

…最近発覚した大規模不法投棄事件であり、投棄量は豊島事件を上回る

【事件の概要】

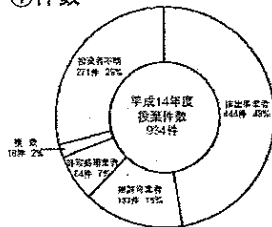
- ・時期：2004年3月発覚
- ・実行者：岐阜市の産廃中間処理業者
- ・廃棄物品目：廃プラスチックなど
- ・不法投棄量：（少なくとも）約52万m³
- ・投棄場所：岐阜市の山林に埋め立て
- ・関係する排出事業者：140社以上

不適正処理・不法投棄の状況①－不法投棄量及び件数の推移－

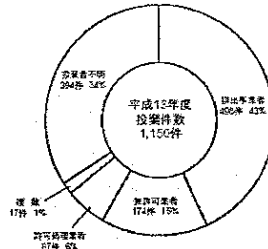


不適正処理・不法投棄の状況②－不法投棄実行者の内訳－

①件数



平成14年度



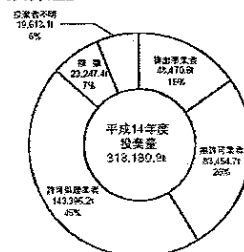
前年度(平成12年度)

○不法投棄実行者

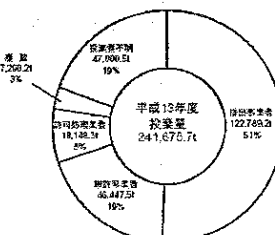
・投棄件数ベースでは、排出事業者:40～50%、処理業者(無許可事業者、許可処理業者)は20%強

・投棄量ベースでは、平成13年度は排出事業者約50%、無許可事業者約20%、平成14年度は許可処理業者45%

②投棄量



平成14年度



前年度(平成12年度)

(出典)平成15年12月22日環境省報道発表資料
産業廃棄物の不法投棄の状況(平成14年度)

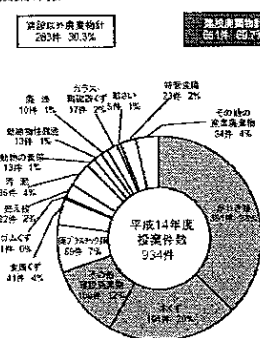
について

13

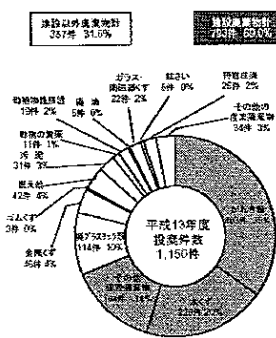
不適正処理・不法投棄の状況③－不法投棄廃棄物の種類－

5. 不法投棄廃棄物の種類

①投棄件数



平成14年度



前年度(平成12年度)

○不法投棄廃棄物の種類

・不法投棄件数全体の約7割が建設廃棄物と圧倒的に多い

－がれき類:35%

－木くず:20%

－その他:10～15%

・次いで、廃プラスチックが7～10%程度

・その他は、5%未満

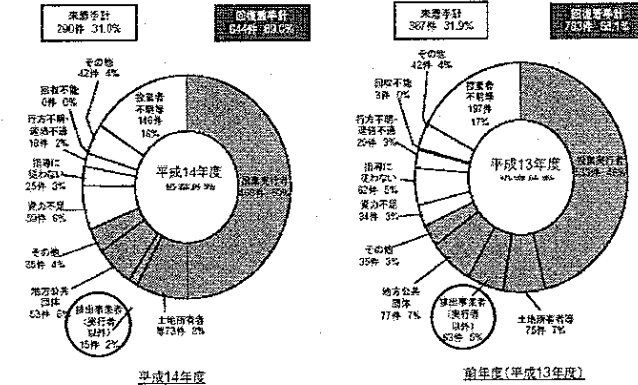
(出典)平成15年12月22日環境省報道発表資料
産業廃棄物の不法投棄の状況(平成14年度)について

14

不適正処理・不法投棄の状況④—原状回復の状況—

6. 原状回復の状況

①不法投棄の件数



○原状回復の状況

原状回復に着手している割合は全不適正処理・不法投棄事案の約7割

その実施主体としては、投棄実行者が約50%と最も多いものの、2～5%の事案では投棄実行者ではない「排出事業者」が原状回復を実施

(出典)平成15年12月22日環境省報道発表資料
 産業廃棄物の不法投棄の状況(平成14年度)について

15

不法投棄に対する国の取組—不法投棄撲滅アクションプラン①—

不法投棄撲滅アクションプラン

平成16年6月15日
 環境省

1. 不法投棄の現状

■不法投棄の件数及び発生量

新たに確認される産業廃棄物の不法投棄は、近年40万トン前後(1,000件前後)で推移。15年度当初の全国の不法投棄発生件数は、約1,096万(約2,500件)。

■不法投棄による影響

不法投棄は、水質汚濁や土壌汚染等の環境面での影響はもとより、景観阻害費用(平均約47万円/箇所、発生・発生現場:約400万円)等の経済的損失をもたらすほか、周辺地域のコミュニティも破壊する等、社会的な影響も極めて大きい。

2. アクションプランのねらい

不法投棄がもたらす様々な影響を考えれば、その根絶防止を図ることが不可欠。このため、従来より決して怠りない強化等の措置に加え、産業廃棄物の処理に際した各段階での総合的な対策(アクションプラン)が必要。これにより、不法投棄対策の当面の目標である「5年以内に早期対応により大規模事案(5000トンを超えるもの)をゼロとする」の目標を目指す。

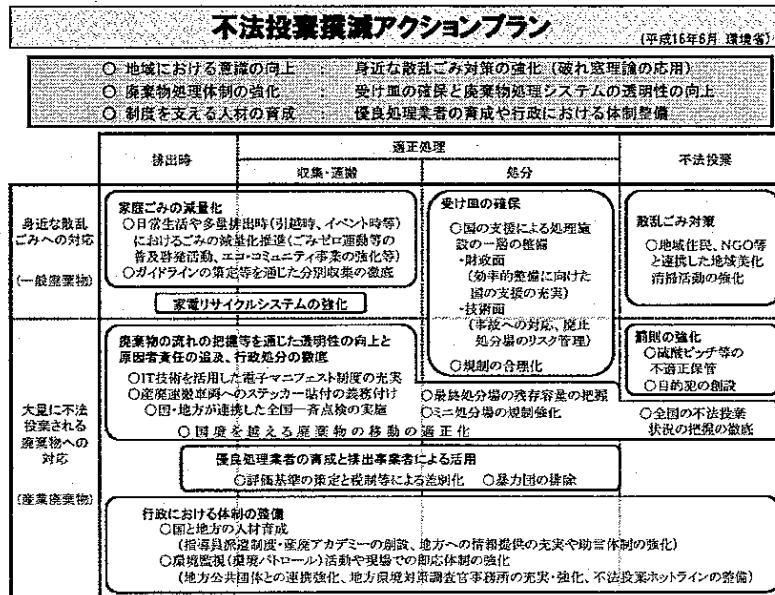
3. アクションプランのポイント(3つの視点)

- 地域における意識の向上: 身近な取組への対策の強化(確実な意識の向上)
 - ・分別収集が이드ラインの実現、日常生活や引越時等におけるごみ減量の推進
- 産業廃棄物処理体制の強化: 業計算の明確化と産業廃棄物処理システムの透明性の向上
 - ・高関へのステッカー貼付、行政処分後の徹底、国境を越える産業廃棄物の適正化
 - ・処理施設の公平な競争に不可欠な情報の開示、処分場の安全対策の強化
- 制度を支える人材の育成: 産業廃棄物処理業者の育成や行政における体制整備
 - ・指導員等の育成と報酬等による処理業者の育成
 - ・指導員の派遣: 産業アカデミー等による国と地方の人材育成
 - ・地方自治体関係者等に対する教育、強化や、不法投棄ホットラインの整備等を踏まえた環境監視(監視、レポート)活動や現場での即応体制の強化

※ 本アクションプランについては、今後関係法令等の進捗を踏まえつつ見直しを行うものとする。
 また、関係については「政府関係機関等の産業廃棄物利用に関する関係者等連絡会議」等も活用。

16

不法投棄に対する国の取組—不法投棄撲滅アクションプラン②—



17

不法投棄に対する国の取組—優良事業者の育成について—

「廃棄物・リサイクル対策に係る課題への対応について」(中央環境審議会H16.1.28意見具申)における提言の概要、及び環境省における検討状況は以下の通りである。

5. 優良な産業廃棄物処理業者の育成

- 排出事業者が自らの判断により優良な業者を選択することができるよう、国において、優良性の判断に係る評価基準を設定するとともに、処理業界の優良化に対するインセンティブを付与すべき。
- 国が定めた評価基準やその基準に基づく処理業者の情報等が、市場における様々な民間活動の場面で積極的に活用されることを期待。

環境省では、平成15年度から、産業廃棄物処理業優良化推進事業を実施しているところであり、特に、処理業者の優良性の判断に係る評価基準、基準に適合する処理業者に対する優遇措置等について優先的に検討を行っている。

ここで得た結論を基にして、平成16年度中に省令改正により、例えば以下のような措置を講ずることを計画中である。

- 事業内容、処理施設の能力と処理実績、財務諸表、業務管理体制、従業員教育の取組等について処理業者において情報公開されていること、行政処分を一定期間受けていないこと、環境保全への積極的な取組を行っていること等優良性の判断に係る評価基準を設定する。
- 当該基準に適合する業者に対しては、優遇措置として、許可更新時の申請書類の一部省略を認める。

18

第2部：廃棄物マネジメントの先進的な取組事例

- 企業トップによる廃棄物問題の重要性の認識
(事例1～3)
- 現場担当者任せにしない、全社的な対応
(事例4～6)
- 委託処理・リサイクル業者の管理、連携
(事例7～9)
- 社内教育等、従業員の意識啓発
(事例10～12)
- 有価物や処理責任が曖昧になりやすい廃棄物への対応
(事例13、14)

19

事例1：製造業A社における意識改革

A社では、経営トップが環境問題について積極的に関与することを決意表明する文書を策定。産業廃棄物の適正処理・リサイクルに係る視点も組み込まれている。

コミットメント＜決意表明＞の概要

1. 企業市民として
2. 新たなビジネスの企画
3. 研究開発
4. 製品設計
5. 製造工程及び事業所の管理
6. 流通、販売、マーケティングとサービス
7. 使用済み製品の再資源化
8. 情報開示とコミュニケーション
9. リスクマネジメント、安全衛生マネジメント

「5. 製造工程及び事業所の管理」において、産業廃棄物の適正処理・リサイクルに係る視点が組み込まれている

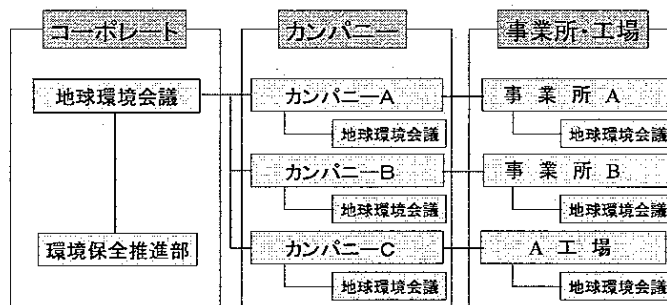


企業にとって、コンプライアンス(法令遵守)のみならず、循環型社会の構築へ向けた貢献は重要な責務であり、企業トップは企業の社会的責任(CSR)を全うするべく、企業経営的な観点から廃棄物を捉え直すことが必要。

20

事例2：製造業B社の環境保全体制

B社では、本社、事業部門、事業所・工場それぞれに地球環境会議を設置。各々の「地球環境会議」では、廃棄物問題に関し、①ゼロエミッション ②廃棄物総排出量削減について達成目標を掲げ、各階層における行動計画・実施内容を設定している。



企業経営的な観点から廃棄物を捉え直すにあたり、企業内の各階層が各々の役割を果たす全社的な廃棄物マネジメント体制を構築することが必要。

21

事例3：製造業C社における環境計画の策定

C社では、自社の環境への取組目標を示した環境計画を順次拡充・強化。環境計画中、「廃棄物」に関しても記述を割いている。

- 削減・リサイクル
 - ・処理委託量、再資源化量、総排出量、再資源化率
 - ・実績管理(廃棄物、有価物に関わらず排出物全般)
- 委託費用の削減
 - ・処理単価でなく量を減らす
 - ・処理から再資源化への転換
- 有害廃棄物対策
 - ・工程で使用する有害物質の削減・適正管理
- 法律遵守
 - ・ISO14001、ITツールによる管理

廃棄物マネジメントに関する計画を策定し、廃棄物処理・リサイクルに係る全社の行動計画を示すことが必要。

22

事例4：流通業D社における日常的な作業管理

D社では、詳細なフォーマットを定めることにより、店舗毎の日々の廃棄物排出状況等を把握している。

作業報告

① 発生した廃棄物の種類・数量を記入

② 発生した廃棄物の種類・数量を記入

③ 廃棄物の「分別状況」を把握

④ 廃棄物の「排出状況」を把握

⑤ 廃棄物の「処理状況」を把握

⑥ 廃棄物の「処理状況」を把握

⑦ 廃棄物の「処理状況」を把握

⑧ 廃棄物の「処理状況」を把握

⑨ 廃棄物の「処理状況」を把握

⑩ 廃棄物の「処理状況」を把握

⑪ 廃棄物の「処理状況」を把握

⑫ 廃棄物の「処理状況」を把握

⑬ 廃棄物の「処理状況」を把握

⑭ 廃棄物の「処理状況」を把握

⑮ 廃棄物の「処理状況」を把握

⑯ 廃棄物の「処理状況」を把握

⑰ 廃棄物の「処理状況」を把握

⑱ 廃棄物の「処理状況」を把握

⑲ 廃棄物の「処理状況」を把握

⑳ 廃棄物の「処理状況」を把握

㉑ 廃棄物の「処理状況」を把握

㉒ 廃棄物の「処理状況」を把握

㉓ 廃棄物の「処理状況」を把握

㉔ 廃棄物の「処理状況」を把握

㉕ 廃棄物の「処理状況」を把握

㉖ 廃棄物の「処理状況」を把握

㉗ 廃棄物の「処理状況」を把握

㉘ 廃棄物の「処理状況」を把握

㉙ 廃棄物の「処理状況」を把握

㉚ 廃棄物の「処理状況」を把握

㉛ 廃棄物の「処理状況」を把握

㉜ 廃棄物の「処理状況」を把握

㉝ 廃棄物の「処理状況」を把握

㉞ 廃棄物の「処理状況」を把握

㉟ 廃棄物の「処理状況」を把握

㊱ 廃棄物の「処理状況」を把握

㊲ 廃棄物の「処理状況」を把握

㊳ 廃棄物の「処理状況」を把握

㊴ 廃棄物の「処理状況」を把握

㊵ 廃棄物の「処理状況」を把握

㊶ 廃棄物の「処理状況」を把握

㊷ 廃棄物の「処理状況」を把握

㊸ 廃棄物の「処理状況」を把握

㊹ 廃棄物の「処理状況」を把握

㊺ 廃棄物の「処理状況」を把握

㊻ 廃棄物の「処理状況」を把握

㊼ 廃棄物の「処理状況」を把握

㊽ 廃棄物の「処理状況」を把握

㊾ 廃棄物の「処理状況」を把握

㊿ 廃棄物の「処理状況」を把握

現場における廃棄物の排出・分別等の状況を、日常的に管理し、全社的に把握することが必要。

23

事例5：製造業E社における廃棄物フロー管理

E社では、詳細なフォーマットを定めることにより、各事業場・工場毎に毎月の廃棄物の排出量・処理委託等に係る状況を把握している。

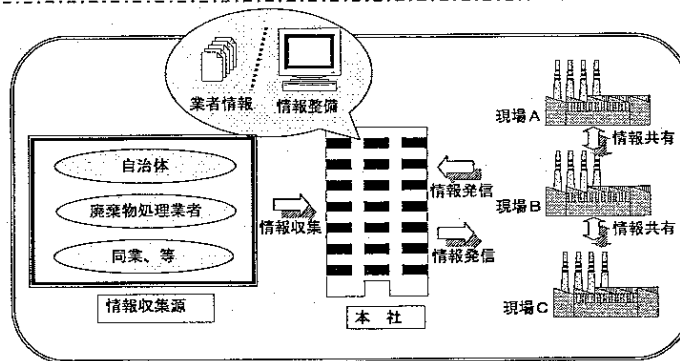
廃棄物処理上の分類	当該工場において排出される廃棄物等種類	① 総排出量 (t)		④ 収集・運搬		⑤ 社外再資源化		⑥ 社外中間処理		⑦ 社外最終処分	
		委託量 (t)	委託先 (t)	委託先 (t)	費用 (万円)	再資源化量 (t)	再資源化方法	委託先 (t)	費用 (万円)	委託先 (t)	費用 (万円)
汚泥	油水分離スラッジ			A社				B社		C社	
				B社				D社		E社	
				C社				F社		G社	
	計										
汚泥	余剰汚泥										
	計										
汚泥	汚泥										
	計										
小計											

廃棄物の各排出場所(事業場、工場、店舗等)ごとに、廃棄物の排出状況のみならず、処理・リサイクル等の状況に関する、数量、費用、委託先等の情報を把握することが必要。

24

事例6：製造業F社における情報共有の仕組み

F社では、独自の情報システムを構築することにより、本社と現場との情報共有（情報の相互発信）と現場間での情報共有を実施している。



各事業所等における廃棄物の排出、処理・リサイクル等の情報とともに、処理・リサイクル委託先に係る情報（業者名、業許可、取扱品目、再資源化推進に向けた取組状況等）を、全社的に共有することが重要。

25

事例7：製造業G社における廃棄物処理委託先管理

G社では、廃棄物処理委託先の選定・契約に際して、マニュアル作成や担当者の人材育成等を通じ、組織的な対応を進めている。

2002年度

廃棄物処理委託マニュアルの策定

策定のポイント

2003年上期

処理委託先 現地調査の実施演習

目的：・調査者のレベル合わせとレベルアップ

目的：・マニュアル及びチェックシートの理解度向上

現地調査者（廃棄物処理業者調査者）の認定登録

2003年下期

現地調査の分担実施の本格運用

目的：・各地区における現地調査・確認業務のスリム化

目的：・各地区の負担の平滑化、実施回数の最小限化（⇒コスト削減）

○委託業者選定

・選定基準の明確化

○契約

・複数業者との契約を原則

・新規契約の前に単発契約

○マニフェスト

・有価物処理業者についても

・マニフェスト発行

・電子マニフェストの導入

○現地調査

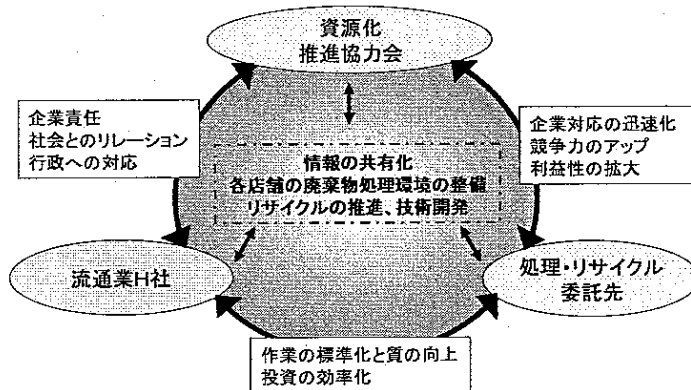
・調査時期、結果の共有

廃棄物処理・リサイクルを委託先任せにせず、排出事業者として主体的・組織的に取り組む姿勢を打ち出すことが必要。

26

事例8：流通業H社における処理・リサイクル業者との連携

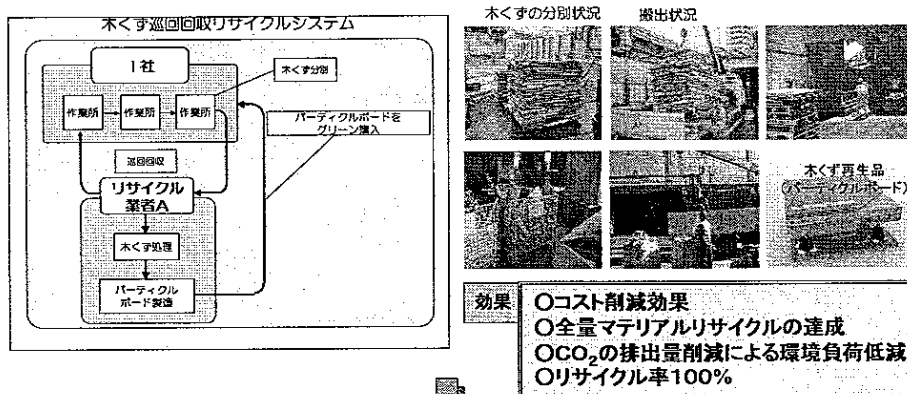
H社では、処理・リサイクルの委託先と連携して、資源化推進協力を設置し、委託先のノウハウを得て、社内の廃棄物マネジメントの向上に努めている。



廃棄物の処理・リサイクル業者との情報交流を通じて、より効率的・効果的に自社の廃棄物マネジメントの質の向上に努めることが重要。

事例9：建設業I社におけるリサイクル業者との連携

I社では、自社廃棄物からのリサイクル品を自社が優先購入する契約を行い、リサイクル業者との連携を図っている。



自社廃棄物のリサイクルシステムに、リサイクル業者と連携を図りながら関与することにより、廃棄物の処理・リサイクルを円滑に進めることが重要。

事例10：製造業J社における社内教育等

J社では、社内規則を整備し、関連法規に関する教育を徹底するとともに、全社ITツールを活用することにより、廃棄物マネジメント体制の強化を図っている。

○社内規則の整備と徹底

- 1)「廃棄物管理規程」の策定
- 2)ISO14001の環境マネジメントシステムを運用

○関連法規の教育の徹底

- 1)年に1回、生産拠点と関係会社への説明会
- 2)法規テキスト、啓発ツール(法務部門との連携)

○全社ITツールの活用

- 1)廃棄物等管理システム
- 2)処理委託先情報データベース
- 3)廃棄物削減・再資源化事例データベース

「廃棄物管理規定」の内容

- ・事業所長、廃棄物等担当者の責務を明確化
- ・廃棄物の処理委託に係る法定事項の周知徹底
- ・現地視察および処理委託先の確認の社内ルール策定
- ・マニフェストの運用方法の周知徹底
- ・廃棄物管理に係る規則の整備等

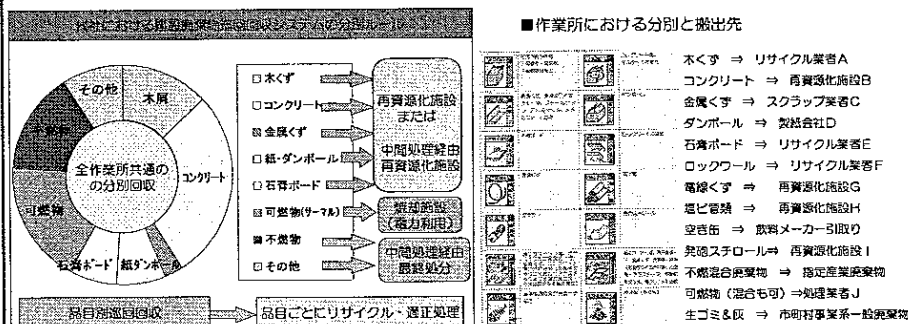
得られる効果

- ・未回収マニフェストの自動警告等の
- ・効率的な廃棄物管理
- ・処理・リサイクル事業者に関する情報
- ・の全社共有等

従業員一人一人の意識改革や取組の推進に向けて、適切な従業員教育の実施と効率的な情報共有の仕組みを構築することが重要。29

事例11：建設業K社における社内ルール

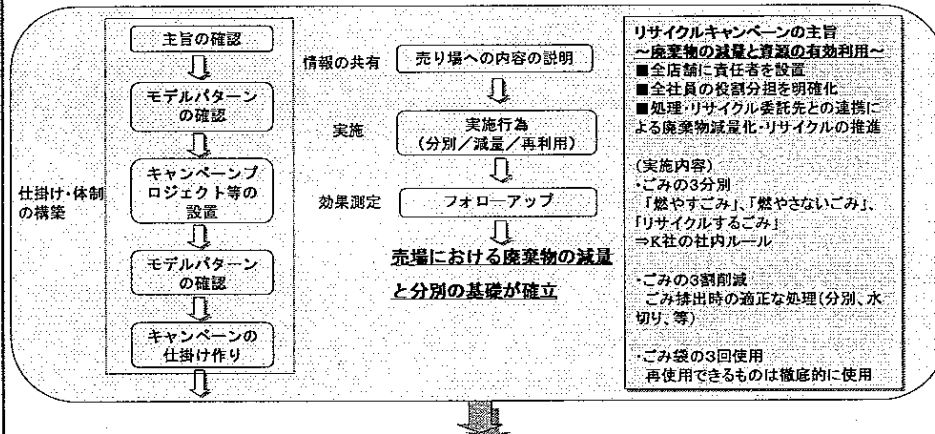
K社では、3Rの推進に向けて、廃棄物の各品目がそれぞれどのように処理・リサイクルされるか、またどの業者に引き渡しているかを現場の作業員まで周知徹底している。



3Rの推進に向けて、廃棄物の分別排出に関する社内ルールを明確化し、各従業員の理解度を高めることが必要。

事例12：流通業L社におけるリサイクルキャンペーン

L社では、全社的なリサイクルキャンペーンの実施により、従業員全体の意識啓発を進めるとともに廃棄物の分別・減量化に関する社内手順の徹底を図っている。



3Rを推進するためには、現場での分別や減量化がロス削減に繋がりを、企業にとってプラスになることを従業員全員に認識させるとともに、実践させることが重要。

31

事例13：製造業M社における契約書

製造業M社では、契約先基本取引契約書により、有価物の売却先についても適切に取扱われていることを管理している。

契約先基本取引契約書

品目〇〇(有価物)の取引について、以下の通り定めるものとする。

.....(中略)

・M社は乙(リサイクル業者：有価物の売却先)と協議の上、業務状況を検査するため、乙の工場、作業所、事務所等に立ち入り、必要に応じ改善を要求することができる。

自社からの排出物全てについて、適正処理・リサイクルされていることを確認することが必要。

32